

## ( 2 ) 低燃費車に係る特例措置の延長 (自動車取得税)

### 内 容

地球温暖化対策及び地域環境対策を促進するため、低燃費車（改正省エネ法に基づく燃費基準を上回る車）かつ（排出ガスが最新規制値の3/4以下の車）以上である自動車を取得した場合の特例措置の適用期限を1年延長する。

自動車取得税：課税標準 取得価額から30万円を控除

